

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成24年4月18日(水)

開会 13時30分

閉会 14時46分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、岩崎恭典委員、牛場まり子委員、清水明委員
真伏秀樹教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)

副教育長 小野芳孝、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之

予算経理課 課長 三井清輝、副課長 柘植広光、主査 森下道大

教職員課 課長 木平芳定、副課長 眞崎俊明、副課長 橘泰平、主幹 小宮敬徳
主幹 早川巖

高校教育課 課長 倉田裕司、副課長 松岡泰之、指導主事 脇谷明美

小中学校教育課 課長 鈴木憲、副課長 谷口雅彦、指導主事 藤原昭二
指導主事 齋藤昭彦

特別支援教育課 課長 井坂誠一、副課長 森井博之、指導主事 赤尾時寛

社会教育・文化財保護課 課長 野原宏司、主査 中野環

5 議案件名及び採決の結果

審議結果

件 名

議案第1号 職員の懲戒処分について

原案可決

議案第2号 平成24年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について

原案可決

議案第3号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について

原案可決

議案第4号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について

原案可決

6 報告題件名

件 名

報告1 訴えの提起に係る専決処分について

報告2 平成24年度三重県立高等学校入学者選抜・三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

7 審議の概要

・開会宣言

丹保健一委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成24年3月22日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第1号から第4号までは人事案件のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告1、報告2の報告を受け、非公開の議案第2号から第4号を審議し、最後に議案第1号を審議する順番とすることを確認する。

・審議事項

報告1 訴えの提起に係る専決処分について（公開）

（予算経理課長説明）

報告1 訴えの提起に係る専決処分について

県立高等学校授業料の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行ったので、別紙のとおり報告する。平成24年4月18日提出 三重県教育委員会事務局 予算経理課長。

次のページをご覧ください。

支払督促に係る訴えの提起について、知事の専決処分にかかる議会への報告様式にのっとって作成しているものです。表裏に計4件を記載しておりますが、今回、報告させていただきますのは、裏面の最後に記載された1件です。前の3件につきましては、3月9日の定例会に報告をさせていただいているところですが、議会への報告が済んでおりませんので、このような様式になっています。

この訴えの提起は、通常の訴えの提起ではなく、債権者である県が簡易裁判所に支払督促を申し立て、それに基づき裁判所が債務者に対して行った支払督促に対して、債務者から異議申立がなされたことにより、支払督促申立日に遡って県が訴えを提起したものと見なされる民事訴訟法上の制度です。

また、通常は三重県が当事者である訴えの提訴は議会の議決事項ですが、この支払督促に係る訴えの提起につきましては、議会から知事が専決処分できるものと指定されており、専決処

分した場合は議会への報告義務があることから、今回、議会へ報告するものです。

訴えの内容としては、この方は県立高校の授業料を滞納したまま、平成22年9月に転学されています。滞納額は現在4万9,330円です。学校は滞納授業料の支払いについて請求を行い、うち一部弁済がありましたが、その後、支払いがなくなり知事名での督促にも応じていただけなかったため、学校からの依頼を受けて本年2月2日に県が簡易裁判所に支払督促の申し立てを行ったものです。

この申立を受け、裁判所からの督促通知が相手方に送付されておりますが、到達してから2週間以内に相手方から異議申立があった場合は、申立時に遡って債権者である三重県が訴えを提起したものと見なされるものです。異議申立がなかった場合は、手続きを経て最終的に確定判決と同様の効果が生まれるものです。

今回、申立が2月2日です。それから時間が経過しておりますが、これは裁判所からの相手方に対する通知が届かなかったことが何回か繰り返されたためです。支払督促は相手に届かない限り手続きが進まないで、何回か繰り返し、先方に届いたとされたのが3月9日です。これに応じ3月23日になって本人及び連帯保証人から異議の申立があったという案件です。

異議申立の内容は、5月から月々1万円ずつの分割払いを希望すると言ってきております。これまでの交渉の経過も踏まえ、今後、確実に支払いがなされるよう対応していきたいと考えています。

【質疑】

委員長

ありがとうございます。報告1はいかがでしょうか。

通知が届かないというのは、何か事情があるんですか。

予算経理課長

これは受取の確認が要りますので、居るにかかわらずその通知を受け取らないというような場合、例えば居留守をする場合もございますので、そういった場合は通知が届きません。最終的に「ふつき郵便」という郵便の送達の方法により、最終的に届いたと見なされるわけですが、郵送物が届かないと、休日にいるかもしれないということで休日を指定して郵便を配達するということが繰り返します。そのときも受け取ってもらえないということがありますので、最終的に「ふつき郵便」という手法で相手に届いたと見なす方法で相手に届けておるところです。

委員長

分かりました。報告1は了承いたしました。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 平成24年度三重県立高等学校入学者選抜・三重県立特別支援学校入学者選考の概要について (公開)

(高校教育課長説明)

報告2 平成24年度三重県立高等学校入学者選抜・三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

平成24年度三重県立高等学校入学者選抜・三重県立特別支援学校入学者選考の概要について、別紙のとおり報告する。平成24年4月18日提出 三重県教育委員会 高校教育課長、特別支援教育課長。

まず、県立高等学校入学者選抜の概要について、高校教育課から説明させていただきます。

平成24年度入学者選抜より、2月に実施する前期選抜において、これまで一部の高等学校において、出身中学校長の推薦を求めていましたが、前期選抜は自己推薦を基本とした選抜であるという趣旨と、受検者の受検機会の保障という観点から、出身中学校長の推薦書を廃止しました。

資料1ページ、1の(1)をご覧ください。前期選抜は、2月9日、10日に全日制課程50校119学科・コース、定時制課程5校12学科、通信制課程1校1学科で、学科・コースの特色に応じた検査により実施いたしました。全課程とも昨年度と実施校は同じです。全日制課程では募集人数4,145人に対し、昨年度より872人多い9,296人が志願し、志願倍率も2.24倍で、昨年度より0.17ポイント高くなりました。合格内定者は4,413人でした。定時制課程及び通信制課程については、ご覧のとおりです。

(2)の連携型中高一貫教育に係る選抜については、昨年度同様、全日制課程3校4学科で実施し、73人が志願し、72人が合格内定となりました。

(3)の特別選抜は、高等学校を中途退学した者など、既に中学校を卒業した者が対象となる選抜です。全日制課程は昨年度同様、あけぼの学園高等学校で実施し、募集人数4人に対して2人の志願者があり、合格内定者はいませんでした。

定時制課程については、前年度より1校1学科の増で5校12学科で実施いたしました。これは飯野高等学校普通科が新たに実施したことによるものです。募集人数52人に対し、志願者数47人で36人が合格内定となりました。

次に、2の後期選抜に移ります。3月13日に学力検査を実施し、3月21日に合格者発表を行いました。全日制課程では募集人数8,558人に対して志願者は9,609人であり、最終志願倍率は1.12倍でした。これは前年度と比較して0.01ポイントの減です。

定時制課程では、募集人数548人に対して志願者数は311人であり、倍率は0.57倍でした。こちらは前年度と比較して0.07ポイントの増となっております。

通信制課程は、募集人数420人に対して志願者数が59人で、倍率は0.14倍、前年度と比較して0.06ポイントの減でした。

(2)合格者の状況については、全日制課程は、募集定員1万3,065人に対して合格者が1万2,579人、定時制課程は、募集定員760人に対して合格者は434人、通信制課程は、募集定員440人に対して合格者は84人でした。

なお、※にございますように、秋期募集につきましては、北星高校で9月に実施をいたしません。

次に、資料の2ページをご覧ください。3の(1)再募集は、全日制課程26校37学科・コースで、定時制課程は10校12学科、通信制課程2校2学科で実施いたしました。全日制課程では、募集人数486人に対して271人が志願し、合格者は192人でした。定時制課程は、募集人数326人に対し77人が志願し、合格者45人。通信制課程は、募集人数356人に対して志願者39人、合格者が35人でした。

(2)追加募集は、入学定員に満たない夜間定時制課程でのみ募集を行う選抜で、夜間定時

制課程9校10学科で実施し、募集人数278人に対して33人が志願し、合格者は20人でした。

最後に、合格者総数ですが、全日制課程が1万2,774人、定時制課程が501人、通信制課程は119人です。これには3月13日の後期選抜をやむを得ない事情で欠席し、追検査を受けて合格した人数も含んでおり、最終的な充足率は、全日制課程97.8%、定時制課程65.9%となりました。なお、通信制課程においては、北星高等学校において、さらに4月19日まで入学願書等を受け付け、選抜を行いますので、最終的な充足率とは異なりますが、現段階での充足率は27.0%となりました。

以上で、平成24年度三重県立高等学校入学者選抜の概要についての報告を終わります。

続きまして、平成24年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要についてですが、報告者を特別支援教育課長に替えてご説明いたします。

委員長

お願いします。

(特別支援教育課長説明)

引き続き、平成24年度三重県立特別支援学校入学者選考について報告いたします。

資料3ページをご覧ください。平成24年度三重県立特別支援学校入学者選考につきましては、あらかじめ2月1日までに教育相談を行った生徒に対して、県立高等学校の前期選抜に合わせて2月10日に実施し、さらに、再募集につきましては県立高等学校の後期選抜日に合わせて3月13日に実施いたしました。

まず、2月10日に実施した選考につきましては、県立特別支援学校16校の合計として258名が受検し、258名全員を合格としました。その内訳は、特別支援学校中学部からの合格者が96名で、地域の中学校からの合格者が162名でございます。なお、各校の状況につきましては、資料のとおりです。

次に、3月13日に実施しました再募集についてです。特別支援学校4校で4名が受検し、合格者が4名です。その内訳は、地域の中学校からの合格者が4名です。なお、追選考を実施する学校はありませんでした。また、合格発表後の辞退者もいませんでした。従いまして、以上を総計いたしますと、選考と再募集による選考を合わせて262名が合格となっており、その内訳は、特別支援学校中学部から96名が合格し、中学校からの合格者が166名です。

平成24年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要についての報告は、以上です。

【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょう。

2ページにある再募集と追加募集の違いをもう一度説明してもらえますか。

高校教育課長

再募集につきましては、後期選抜で合格できなかった者等に対して行う選抜で、追加募集は夜間定時制課程のみ実施する選抜です。再募集は全学校の課程で実施いたします。

委員長

これは定員に満たないからやるわけですか。

高校教育課長

はい。定員に満たない夜間定時制課程で追加募集を行います。

委員長

それで、再募集の意味と追加募集の違いを聞きたいんです。校種は分かりましたが、内容の違いを聞きたかったんです。

高校教育課長

再募集でさらに定員が埋まらなかった夜間定時制高校が、さらに追加募集を行って選抜を進めていくということです。

委員長

そうすると、再募集の中には夜間定時制も入っているわけですか、分かりました。これだけ別にやると思ったんですが、違うんですね。そうすると、一度再募集をやって、さらに追加募集をやるということですね。

それから、もう1つは、3ページに受検者数と合格者数というのがあるんですが、特別支援学校に定員は別でないわけですか。

特別支援教育課長

はい。特別支援学校では定員がございません。

委員長

そうすると、何名以上収容するとか、収容数も来た人は全部受けるという感じですか。

特別支援教育課長

学校教育法施行令の22の3に該当する生徒でしたら、特別支援学校高等部で勉強する希望があれば、選考した後、合格とすると受け入れることになります。

委員長

そうすると、定員を書いてはいけないわけですね。募集数というか、収容数ということをごここに書いてはむしろいけないということになるのかな。

特別支援教育課長

いけないことはないと思うんですが。

委員長

全員受けなきゃいけないということなんですね。それで、あえてここにはそういうことは書かないということですね。分かりました。

他はよろしいですか。

牛場委員

全日制課程の場合、291人の欠員があるんですが、これは追加や募集はしないで、このままですか。

高校教育課長

全日制課程については再募集で全ての選抜が終了いたしますので、最終的にこの数です。

委員長

それ以上はやらないということですね。

高校教育課長

再募集で終わりです。

委員長

再募集の追加募集はやらないということですね。

高校教育課長

やりません。

委員長

それから、通信制の充足率がよく問題になるのですが、これは何回か説明を聞いてある程度納得しているんですが、もう一度、なぜこんなに少なくとも定員を減らさないのか説明をして欲しいんです。

高校教育課長

例えば、通信制課程の場合ですと、全日制課程から退学した生徒とか、年度途中で入学する生徒であるとか、そういう数が毎年200名程度ございます。その意味もあって、通信制の定数はこのままこのような形で枠を取らせていただいています。

委員長

入学のときだけの数ではないということですね。プラスアルファいろんな事情があって増えるので、あえて定員はそのままにしておいてということですね。それはパッと見ると分かりにくいですね。説明を聞くと分かりやすいですが。ありがとうございます。

ほかにございますか。

岩崎委員

とはいえ、全日制の入学定員に満たない高校、それから、全体291人欠員が生じたということの理由って、何か検証はなされているのでしょうか。

高校教育課長

全体的な倍率としては1.12倍ということで、1倍は超えているわけですが、最終的にこういう形で欠員が出てくるわけですが、後期選抜が終わった後、再募集あるいは追加募集において、そもそもの志願者が少ない。再募集の定員に満たない形で志願者が来るということで、どうしても欠員が生じてしまう形になります。その理由についてはいろいろ考えられるかもわかりませんが、例えば、その分私学に流れてしまっているという形も一つに考えられるかと思っております。

委員長

そういうふうになると、じゃ、最初から定員をもう少し減らしたらいかがですかという話になってくるんですけど、そういうふうにしない理由ですね、あえて定員を多少割ってもこの定員にしておく理由を知りたいということですね。

高校教育課長

その理由ですか。

委員長

今のように毎年もし少ないのであれば、最初から定員を減らしたらどうですかという話になりかねないですよ。それをあえてこういう数字に置いておくのは理由があるんだと思うんです。だから、1クラスの問題とかありますから、あまり簡単に数字どおりにならないんじゃないかと私は推測をします。その辺の事情を説明していただければ、県民の方は分かりやすいんじゃないかと思うんですが。291名少ないから何クラス減らさないという話になかなかなりにくいですね。

高校教育課長

地域の学校という側面もあり、ある意味、公教育の保障という側面もありますので、即、欠

員ができたからといって、その分を減じることは非常に難しい判断ではないかと思ます。

真伏教育長

最初にどれだけ募集するかというのは、当然公立と私立の動向を見ながら、大体今年度は公はこれだけ私はこれだけといって枠を取りますので、私学の動きも見ながら大体枠を決めたうえで、各公立学校の中ではどういうふうにしようかという割り振りをずっと決めながら来るわけですね。それを元に一応募集はしているわけですので、これだけ欠員があるということは、ある意味では公立学校に対する魅力が足りなかったとか、学校に対する信頼が得られてないとか、場合によってはそういう部分もあるところはあります。特に明らかに入学定員に対して半分近くまで欠員を出しているところもありますので、こうなってくると、その学校に対する評価が既にそういうものとなります。元々大きな枠組みとしては、動向を見ながら公私の比率や学校別で決めますので、すぐに定員まで減らしてという訳にはいかないと思ます。しかしそういう形で決めてきた定員さえ十分満たすことができなかつた部分については、各学校も少し反省すべき部分があるのかと思ますので、地域の子どもたちがしっかり入ってくれるように、そういう意味で高校がもう少しがんばる必要があるのかと思ます。

岩崎委員

そうですね、それは絶対あると思し、特に南伊勢とか東紀州はかなり割れてますでしょう。これは南部活性化の、もう間もなく開かれますが、住民票を移動するときに、その届けの調査の結果がもうすぐ出るみたいですが、そのときに高校に進学するから転出するという形で、言ってみれば高校段階で一家そろって松阪などへ行ってしまふパターンがどうやらあるみたいなんです。それって高校の魅力というより、むしろ、本当に地域で暮らしていけなくなってしまうところでもあって、東紀州とか南伊勢の状況と、おそらく鳥羽などの状況、それから、北勢地域の状況では大分公私の役割分担の話というより、むしろ高校進学というより、親のほうが大分困っているという状況も結構あるんじゃないかという気がしています。だから、この定員を割っている欠員の原因究明を社会情勢の話も含めてやっておいていただく必要があるような気はします。特に南部はそういう気がします。

委員長

それでは、その辺の事情を少し調べていただいて、極端な場合には学校をどうするかという話にもなりかねない話ですので、よろしくお願ひいたします。

教育長

今年、後日の日程になりますが、高校の活性化計画の議論もいろいろといただきたいと思つてますので、そういうところにも影響する部分かと思ますので、こちらもしっかりと分析等を出しておきたいと思ます。

委員長

他はよろしいでしょうか。

報告2は了承いたしました。

—全委員が本報告を了承する。—

予算経理課長

私、先ほど支払督促の報告を説明させていただいたんですが、言葉を間違えましたので訂正

させていただきます。「ふつき郵便」と言いましたが、「付郵便」の間違いでしたので。（訂正の申出により、所定の箇所を訂正する。）

少し説明させていただきますと、支払督促につきましては、相手方の受取が必ず必要ということで、裁判所はいつ、どこで相手が受け取ったか分かるような郵送の仕方をしています。それを「特別送達」といいます。相手に届かないときには、実際留守の場合や居留守という場合もありますし、本当に住んでいないような場合もあります。何回か特別送達をするんですが、それが届かない場合は、もう一度本人が住んでいるかどうか再調査します。再調査して、確実に住んでいると分かったときには、付郵便という手法で送付します。この付郵便というのは、相手を受け取らなくても受け取ったとして見なすような制度で、相手が受け取ったとして次の手続きに進めるという手続きです。

委員長

ありがとうございました。それでは、報告1、報告2は了承いたしましたので、よろしいでしょうか。

・審議事項

議案第2号 平成24年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開）

小中学校教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第3号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第4号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第1号 職員の懲戒処分について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。